

## 小中学校自家用電気工作物（中村地域）の保安管理業務仕様書

### 委託する保安管理業務

電気事業法第43条第1項に定める四万十市立小中学校（中村地域）に設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係わる業務について実施する。

### 委託対象電気工作物

事業場の名称及び所在地	付表1のとおり
需要設備容量及び受電電圧	付表1のとおり
発電装置の定格容量及び定格電圧	付表1のとおり
受電種別	付表1のとおり

### 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 委託業務の内容

1 受託者が行う点検、測定及び試験は、電気工作物の種類に応じて下記により別表第1のとおり行うものとする。

#### (1) 定期点検

- 月次点検は、主として運転中の施設を点検することをいい、点検回数は付表のとおりとする。
- 年次点検は、主として施設の運転を停止して点検することをいい、毎年1回行う。ただし、停電困難な場合に合っては、協議により、3年に2回以内において、施設の運転を停止せずに点検を行う。

#### (2) 臨時点検

臨時点検は、異常が発生した場合及び発生するおそれがある場合など、必要に応じて行う。

#### (3) 絶縁監視装置

付表の絶縁監視装置の設置欄に○印のついた事業場については、低圧電路の絶縁を常時監視するため、受託者の責任において絶縁監視装置を設置し、これを維持管理する。

絶縁監視装置から発せられた警報を受けた場合は、委託事業場の連絡責任者に連絡し、電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ保安業務従事者を派遣し点検を行うなど適切に対処すること。

#### (4) プール設備の点検

プール設備のある事業場にあっては、生徒・児童の安全確保のため、プールの使用時期の前に安全点検（外観点検、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定及び漏電遮断器の動作特性試験等）を実施し、不具合があった場合は適切な指摘と説明を行い

プールが安全に使用できるよう助言を行うこと。

- 2 別表2に掲げる電気工作物及び業務上の都合等で受託者が立ち入りできない場所に設置された機器については、市教育委員会は点検、測定及び試験の全部又は一部を、電気工事業者、電気機器製造事業者等に依頼して行う。これに関し、市教育委員会の求めに応じ受託者が助言を行うこと。

### 3 緊急時の対応

電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれのある場合に、市教育委員会又は四国電力株式会社等の通知に基づいて保安業務従事者を派遣して、昼夜を問わず24時間対応で応急処置の指導を行い、事業場へは、通知があつてから2時間以内に到達すること。

この場合、市教育委員会は受託者が応急処置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に連絡するものとする。また、台風、集中豪雨等の地域的な災害時には、組織的に事故対応を行うこと。

- 4 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いについては、その都度、市教育委員会の通知に基づいて受託者はただちに保安業務従事者等を派遣して行うものとする。
- 5 電気工作物の工事中の点検は、市教育委員会の通知を受けて、電気工作物の設置又は変更工事が、工事の計画及び経済産業省令で定める技術基準に基づき適正に行われるよう毎週1回行うものとする。
- 6 業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。また、高電圧、高所作業等における労働災害事故にそなえて労働者災害補償保険に加入し、その保険証の写しを提出すること。

### 7 定期点検報告書の作成、提出

月次点検、年次点検の報告書を作成し、委託事業場の連絡責任者に確認を受けた後、全事業場の報告書の写しをまとめて学校教育課に提出する。

### 8 経済産業局への申請、届出

受託者は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託承認申請書ならびに保安規定届出書を作成し、四国経済産業局長に提出するものとする。この申請が申請後1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取消しになった場合は、市教育委員会はこの契約を一方的に解除できるものとする。なお、申請、届出に係る費用は、保安管理業務委託料に含むものとする。受託者が引き続き前年と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

## 保安業務担当者の資格等

委託対象電気工作物の保安管理業務を担当する者には、電気事業法施行規則に定める要件に適合する者をあてるこ。

## 損害賠償

受託者はこの契約にあたり、故意又は過失によって市教育委員会や第三者に与える恐れがある損害（委託事業場の職員や第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等）に対する損害賠償保険に加入し、その写しを提出すること。

## 再委託の禁止

受託者は契約した業務の全部または一部を他の者に再委託してはならない。

ただし、書面により市教育委員会が承認した場合に限り、同等以上の資格、要件を満たす者に再委託することができるものとする。

## その他

受託者は、保安管理業務を行うにあたり、業務上付帯的に実施しなければならないもの、あるいは市教育委員会が特に指示したものは、本書に記載がないものであっても、委託料の範囲において誠実に実施すること。